

鎌倉市会計年度任用職員(障害支援区分認定調査員) 採用試験受験案内

鎌倉市健康福祉部障害福祉課

この試験は、鎌倉市の障害支援区分認定調査等を行う会計年度任用職員を採用するために行うものです。

1 職名、採用予定人数、職務内容、受験資格

職名	会計年度任用職員（障害支援区分認定調査員）
採用予定人数	若干名
職務内容	① 障害支援区分認定に関する聞き取り調査 ② 障害福祉サービスの支給決定にかかる事務 ③ 上記①②に付随する業務
受験資格	次の要件を全て満たす方 ・ 障害者福祉または高齢者福祉業務に係る資格を有する方、またはその職務経験のある方 ・ 基本的なパソコン操作が可能な方 ・ 健康に勤務可能な方

※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

身分	地方公務員法第22条の2第1項に掲げる会計年度任用職員
任期	令和9年2月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績に基づく能力の実証により、令和8年度以降の再度の任用の可能性があります。 ※状況により、最終合格者と調整のうえ、任用開始時期を変更する可能性があります。
勤務地	鎌倉市健康福祉部障害福祉課（鎌倉市御成町18番10号）（訪問調査あり）
勤務日数	月16日以内 ※原則として土曜日、日曜日、祝日は休日となります。
勤務時間	午前9時00分から午後5時00分までのうち7時間 ※業務の都合上、この時間帯を変更する場合があります。特に、月2日程度は夜間の審査会業務のため午前11時00分から午後8時00分までのうち、7時間
休暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇 等

報酬	日額 13,000 円 その他、期末手当（年 2 回）の支給あり
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務地までが片道 2.0Km 以上である場合に支給 （公共交通機関の場合は実費弁償。自転車等の場合は使用距離に応じた額を支給）
加入保険	雇用保険、厚生年金、健康保険、公務災害補償の適用あり ※ただし、月 12 日以内の勤務日数の場合、公務災害補償以外の適用はありません。
その他	障害支援区分認定調査員研修をこれまでに受講していない方には、同研修を受講していただきます。

3 試験の方法

(1) 書類試験

採用試験の受験を申し込まれた方に対して書類試験を行います。課題について、論文を作成していただきます。詳細は「5 受験手続」を御参照ください。

(2) 面接試験

採用試験の受験を申し込まれた方に対して面接試験を行います。

ア 試験日時

令和 8 年 12 月 11 日（金）の市指定時間に実施予定

※詳細については、採用試験の受験を申し込まれた方に直接通知します。

(3) 結果通知

令和 8 年 12 月下旬に、郵送にて結果をお知らせします。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、会計年度任用職員（障害支援区分認定調査員）採用候補者名簿に成績順に登載されます。

(2) 受験資格がないこと又は申込内容に虚偽があることが判明した場合には、合格又は採用を取り消すことがあります。

5 受験手続

(1) 申込方法

申込受付期間中に、e-kanagawa 電子申請システムから申し込んでください。

【受験申込フォーム】



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142042-u/offer/offerList_detail?tempSeq=137562

(2) 申込時に必要なもの

ア 最近6月以内に撮影した顔写真データ（上半身・脱帽・縦横比4：3、無背景）

イ 資格を証する書類の電子データ（写真可）

※受験申込フォーム内で論文（1000字以内）をご入力いただきます。論文の課題は「鎌倉市職員として認定調査を行う際に大切にすること」です。

(3) 申込受付期間

令和8年11月6日（金）9時から令和8年11月30日（月）17時まで

6 注意事項

(1) 受験の際に提出されたデータはお返ししません。

(2) 試験に関するお問い合わせは、以下にお願いします。

問い合わせ先

鎌倉市健康福祉部障害福祉課障害福祉担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467-23-3000（内線2694）